平成２６年（フ）第７３号
栃木県佐野市御神楽町626番地２
債務者　葛貫　眞一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第５３７号
岡山市北区東古松南町３番３号　グレーシア202、旧住所岡山市北区春日町１番８号　ブリエロッシュ503
債務者　大島　　七（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３９号
岡山市北区富田町２丁目１番１号　ＮＫ富田町ビル502
債務者　拝加　和男
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９号
熊本県菊池市大琳寺300番地１　ライフインこいけ103
債務者　小早川　環
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前11時15分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
埼玉県蕨市北町１丁目23―28　ルームワンＷ―Ｃｂ
債務者　片桐　徳子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２３号
埼玉県川口市原町15―７　シャルムⅢ―102
債務者　仙崎　辰佳
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５１号
東京都練馬区旭町３丁目８―３―107
債務者　柴田　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６１号
千葉県市川市塩焼４丁目６―16―101
債務者　辻田　　晶
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６２号
東京都江戸川区南葛西５丁目18―３―401
債務者　米谷　武美
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６３号
東京都江戸川区南葛西５丁目18―３―401
債務者　米谷　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６４号
東京都中野区新井４丁目３―９―４Ａ
債務者　アウン　ペイ
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６６号
東京都品川区北品川３丁目７―22　ペガソ21―701
債務者　榎本いずみ（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７９号
東京都江戸川区中葛西１丁目11―８　マリアルゥ中葛西第３―502
債務者　西尾　正章
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８４号
東京都荒川区町屋１丁目17―５　ワイズ117・102
債務者　諸徳寺紀雄
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８７号
神奈川県横浜市鶴見区向井町４丁目91―28―101
債務者　小林　勝巳
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部